

麦・大豆ストックセンター整備対策の概要

1 趣旨

国産麦・大豆については、堅調な需要がある一方、作柄が天候による影響を受けやすく、供給量や品質が安定していません。このことから、需要の大宗を輸入で賄う状況が続いています。また、ロシア・ウクライナ情勢を始めとする国際情勢の変化等により、輸入依存度の高い麦・大豆の安定供給に対するニーズが高まっており、食品関係企業において、原料の調達先を外国から国内に見直す気運が高まっています。

こうした情勢の変化を踏まえ、実需者に対して国産麦・大豆を安定的に供給できる体制を構築することを目的として、豊作時に一定数量を保管し、不作時に供給するためのストックセンターの整備を支援することとしています。

※ 一時的な保管を目的とした施設の整備については本事業の支援対象としておりませんので、ご注意ください。

2 事業実施の流れ

- (1) 産地と実需が連携し「麦・大豆国産化プラン」を策定
- (2) 国産化プランに参加する事業実施主体が事業実施計画を作成し、都道府県に提出
- (3) 都道府県における事業実施計画の審査・ポイント配分、都道府県計画の作成
- (4) 都道府県から地方農政局長等に都道府県計画を提出
- (5) ポイントの高い順に採択
- (6) 交付決定後、事業の実施

3 支援内容

(1) 事業実施主体

ア コンソーシアム

次に掲げる基準等を満たすこととします。

- ・ 都道府県、市町村、農業関係機関※（農業協同組合、農業協同組合連合会等）、農業者、実需者※等により構成されていること。なお、※は必須とします。
- ・ コンソーシアムの運営に係る規約が定められていること。
- ・ スtockセンターの利用料金を設定する場合は、原則として、ストックセンターの管理運営に必要な経費の範囲内で設定すること。

イ 農業者の組織する団体

次に掲げる基準等を満たすこととします。

- ・ 受益農業従事者の常時従事者が5名以上であること。
- ・ 農業協同組合、農業協同組合連合会以外が事業実施主体となる場合は、前年度に複数の実需者に国産麦又は大豆を販売していること。

(2) 支援対象となる施設

国産の麦・大豆を一定数量保管し、不作時等に供給することで、豊凶変動に対応するためのストックセンターの整備を支援します（改修^{※1}を含みます）。

また、ストックセンターと一体的に処理加工施設^{※2}や乾燥調製施設^{※3}を整備する場合、これらも支援対象になります。

※1 改修とは、既存施設に対して、国産麦・大豆を安定供給するために必要となる内部設備を導入すること等を指します。

※2 処理加工施設とは、製粉機、製パン機、製麺機、ビール醸造機、豆腐製造機、みそ製造機、搾汁機、搾油機、焙煎機、脱葉機、脱皮機、豆洗機、浸漬機、脱莢機、加圧機、冷凍機、水煮機、乾燥機、薫蒸処理機、攪拌機、洗浄機等をいいます。

※3 乾燥調製施設には、既存の施設に集排じん設備、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設や通気貯留ビンの整備、乾燥能力の増強や調製能力の高度化を含むものとします。

(3) 支援対象となる作物

ア 国産の麦類（小麦、大麦、はだか麦。種子用を含みます。）

イ 国産の大豆（種子用を含みます。）

(4) 採択要件

ア 麦・大豆国産化プラン[※]を策定していること。

イ 成果目標の基準を満たしていること。

ウ 事業内容が成果目標の達成に結び付く取組であること。

※麦・大豆国産化プラン

生産者と実需者が計画的かつ一体的に国産麦・大豆の生産・利用拡大に取り組むためのプランです。本対策に取り組む場合は、次の5つの事項を記載した麦・大豆国産化プランを策定し、都道府県知事から承認を受けていただく必要があります。

- ① 麦・大豆生産の現状と課題
- ② 課題解決に向けた取組方針
- ③ 産地と実需者との連携方針
- ④ 麦・大豆の国産化に向けた推進体制
- ⑤ 各関係者の役割

(5) 成果目標

配分基準の区分①と区分②で配分基準の欄からそれぞれ選択した項目（10%以上、8%以上等）が成果目標となります。

(6) 補助率

1 / 2 以内

(7) 上限要望額

事業実施計画当たり10億円

うち処理加工施設と乾燥調製施設の整備に係る補助金の上限額は1億円

4 事業実施計画

(1) 記載内容

事業の目的・効果、整備する施設が収集範囲とする地区、施設等の整備、事業費、計画の採択基準等を記載し、不作等による国内供給量減少時に国産麦・大豆を安定供給する方針等を明示した安定供給計画を添付してください。

(2) 実施実施状況の報告

本対策の実施年度から目標年度までの間、毎年度、当該年度における事業実施状況を地方農政局に報告してください。

また、事業実施年度を含む5年間、毎年度、当該年度における安定供給計画の達成状況を作成し、地方農政局に報告してください。

5 配分基準

下表の各評価項目のポイントの合計により順位付けし、予算の範囲内でポイントの高い順に採択します。なお、同ポイントの申請が複数あった場合は、事業費の低い申請者を優先的に採択するものとします。ただし、区分①から⑤までのポイントの合計が15ポイント未満の場合、不採択となります。

区分	評価項目	配分基準	ポイント
① 国産の麦・大豆の需要に応じた生産拡大	・本対策により整備するストックセンターに出荷する農業者の国産の麦・大豆の基準となる収穫量から目標年度の収穫量の増加割合	10%以上	10
		8%以上	8
		6%以上	6
		4%以上	4
		2%以上	2
		2%未満	1

② 安定供給体制の確立	・本対策により整備するストックセンターにおける安定供給を目的とした目標年度の保管数量が事業実施主体のうち当該施設の整備を行う者の基準となる取扱数量に占める割合	10%以上 8%以上 6%以上 4%以上 2%以上 2%未満	10 8 6 4 2 不採択
③ 保管効率	・本対策により整備するストックセンターの安定供給を目的とした目標年度の保管量当たりの事業費の額	(定温設備を導入しない場合) 10万円未満 10万円以上15万円未満 15万円以上20万円未満 20万円以上25万円未満 25万円以上 (定温設備を導入する場合) 15万円未満 15万円以上20万円未満 20万円以上25万円未満 25万円以上30万円未満 30万円以上	5 4 3 2 1 5 4 3 2 1
④ 公益性	・安定供給計画第2に位置付けた実需者の数	30社以上 20社以上 10社以上 5社以上 5社未満	5 4 3 2 1
加算ポイント			
⑤以下のいずれかに該当する場合 ・事業実施主体の構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（以下この表において「法」といいます。）に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合。 ア 法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画 イ 法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画 ・事業実施地域が法第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部若しくは一部を含む又は令和5年までに特定区域の設定が見込まれる場合。 ・本事業により整備するストックセンターにおいて、事業実施主体のうち当該施設の整備を行う者の基準となる取扱数量の5%以上について2か年以上の長期保管を行う場合。			3

※ 基準となる取扱数量又は収穫量は、原則、直近7年間のうち最大、最小値を除いた5年平均とする。

6 優先採択措置

食料安全保障の観点から国産シェアの拡大を推進する必要がある品目について重点品目及び準重点品目を設定し、優先的に採択することとしています。

重点品目 (小麦、大豆)	準重点品目 (二条大麦、六条大麦、はだか麦)
10 ポイント	5 ポイント

注：複数品目にかかる取組の場合は、目標年度における栽培面積の大きい品目から順に過半を占めるまでの品目のうち最大のポイントを加算するものとします。

7 問合せ先

問合せ先	管轄する都道府県	電話番号
農林水産省 農産局穀物課	—	03-6744-2108
北海道農政事務所 生産支援課	北海道	011-330-8807
東北農政局 生産振興課	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	022-221-6169
関東農政局 生産振興課	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、 神奈川、山梨、長野、静岡	048-740-0409
北陸農政局 生産振興課	新潟、富山、石川、福井	076-232-4302
東海農政局 生産振興課	岐阜、愛知、三重	052-223-4622
近畿農政局 生産振興課	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	075-414-9020
中国四国農政局 生産振興課	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、 香川、愛媛、高知	086-224-9411
九州農政局 生産振興課	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、 鹿児島	096-300-6222
沖縄総合事務局 生産振興課	沖縄	098-866-1653